

第4章 消防用設備等の技術基準

第 1 消火器具

1 用語の定義

この章及び第5章において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「消火器」とは、水その他の消火薬剤（以下この項において「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を取納するものをいう。以下この項において同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び政令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (2) 「住宅用消火器」とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (3) 「交換式消火器」とは、本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を一体として交換できる消火器であって、収納容器に結合させることにより人が操作して行うものをいう。
- (4) 「水消火器」とは、水（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。）第8条に規定する浸潤剤等（以下この項において「浸潤剤等」という。）を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (5) 「酸アルカリ消火器」とは、消火薬剤規格省令第2条に規定する酸アルカリ消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (6) 「強化液消火器」とは、消火薬剤規格省令第3条に規定する強化液消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (7) 「泡消火器」とは、消火薬剤規格省令第4条に規定する泡消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (8) 「ハロゲン化物消火器」とは、消火薬剤規格省令第5条及び第6条に規定するハロゲン化物消火薬剤を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (9) 「二酸化炭素消火器」とは、液化二酸化炭素を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (10) 「粉末消火器」とは、消火薬剤規格省令第7条に規定する粉末消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (11) 「加圧式の消火器」とは、加圧用ガス容器の作動、化学反応又は手動ポンプの操作により生ずる圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (12) 「蓄圧式の消火器」とは、消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガス等の圧力又は消火器に充てんされた消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (13) 「A火災」とは、(14)に掲げるB火災以外の火災をいう。
- (14) 「B火災」とは、法別表第1に掲げる第4類の危険物並びに危政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。
- (15) 「能力単位の数値」とは、消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第3条又は第4条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量8リットル以上のもの3個を1単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量8リットル以上の消火専用バケツ3個以上を有する容量80リットル以上のもの1個を1.5単位又は容量8リットル以上の消火専用バケツ6個以上を有する容量190リットル以上のもの1個を2.5単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する50リットル以上のもの一塊を0.5単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する160リットル以上のもの一塊を1単位として算定した消火能力を示す数値をいう。

2 消火器具の種類

消火器具の種類等は、政令第 10 条第 2 項第 1 号の規定によるほか、設置する消火器具の種類は、粉末（ABC）消火器 10 型とすること。●

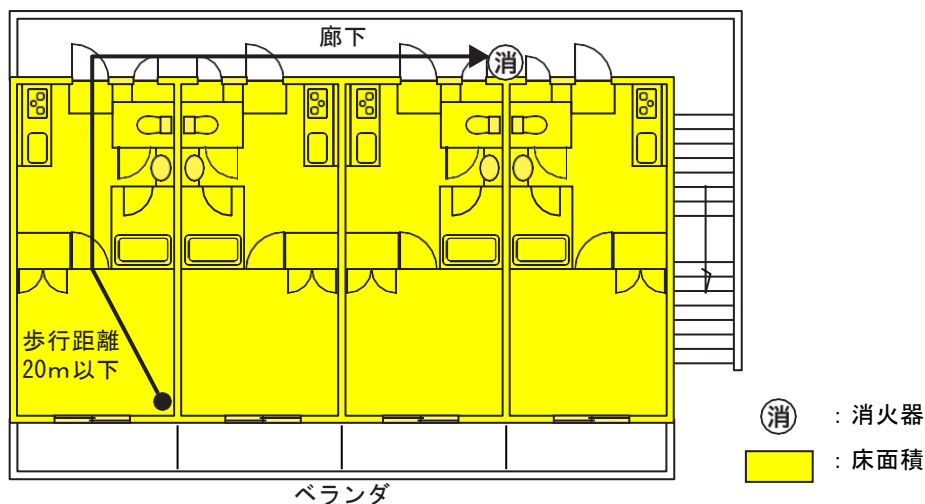
ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、水消火器、強化液消火器等その他の消火器とすることができる。

3 設置場所

消火器の設置場所は、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 6 条第 6 項及び第 9 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次によること。

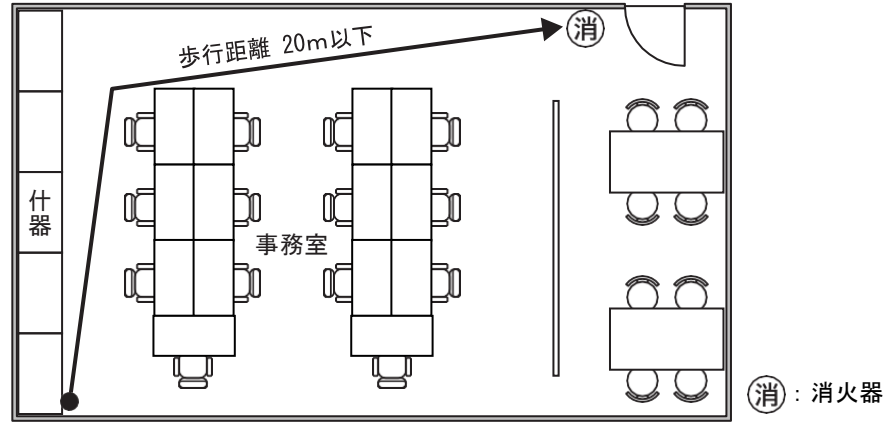
- (1) 政令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第 2 条第 1 号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものであること。
- (2) 政令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「通行又は避難に支障がなく」とは、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になることのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。●
- (3) 政令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、消火器全体が床面からの高さを 1.5m 以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置すること。●
- (4) 省令第 6 条第 6 項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内の用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。（第 1 - 1 図参照）

（例）政令別表第 1 (5) 項口に掲げる防火対象物



第 1 - 1 図

- (5) 省令第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。（第1-2図参照）



第1-2図

- (6) 省令第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

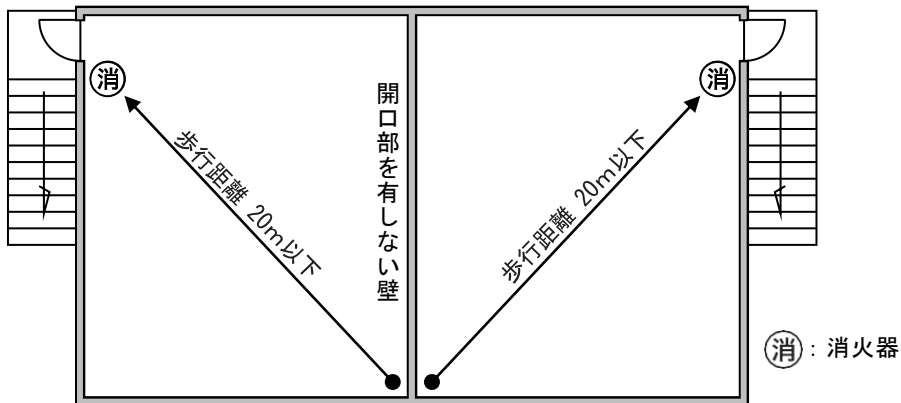
- ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所
- イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

- (7) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。●

- ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所
- イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所
- ウ 雨水のかかる場所

なお、やむを得ず、屋外に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。●

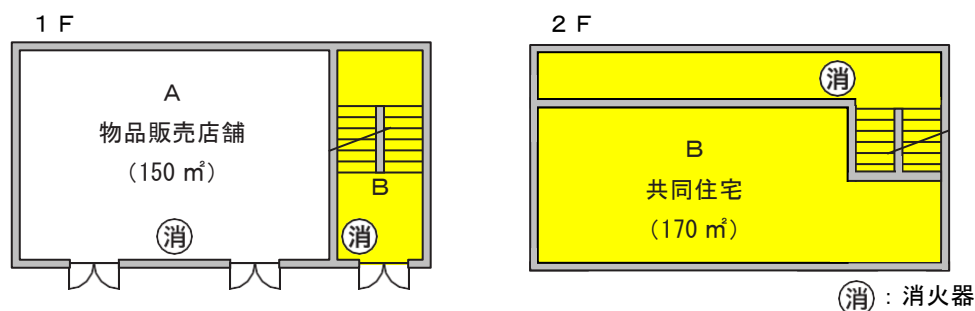
- (8) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。●（第1-3図参照）



第1-3図

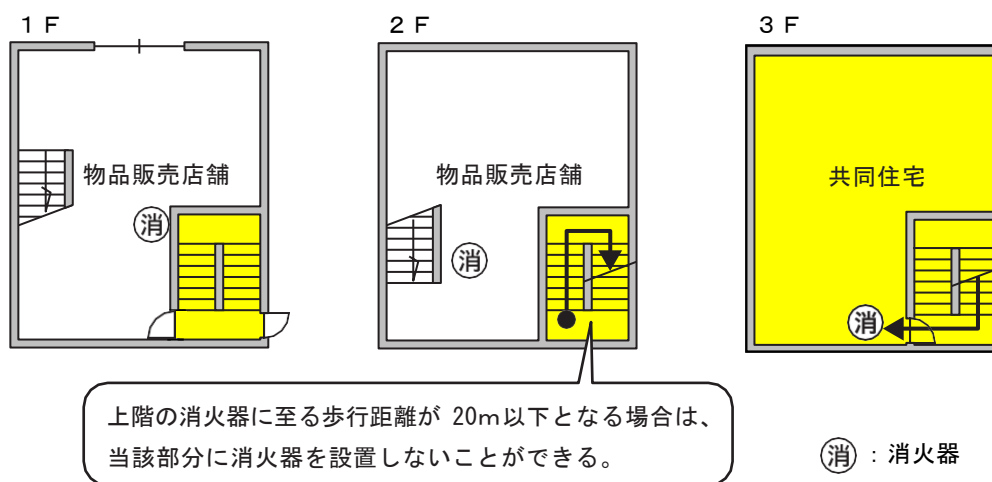
- (9) 第1～4図の例に示すとおり、A及びB部分に消火器が必要な複合用途防火対象物にあっては、階ごとにA、B部分の各々に消火器を設置しなければならないこと。

ただし、1階のB部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、能力単位の数値が満足するもの限り、政令第32条の規定を適用して、当該部分からA又はB部分上階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、1階のB部分に設置しないことができる。



第1-4図

- (10) メゾネットの共同住宅その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当ではないと認められるものには、能力単位の数値が満足し、かつ、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合に限り、政令第32条の規定を適用して、当該階に設置しないことができる。(第1-5図参照)



第1-5図

- (11) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他の大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するもの限り、政令第32条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

- (12) 精神病棟、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達し得ない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第32条の規定を適用して、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室に集中して設置することができる。また、畜舎等において腐食ガスの発生により、消火器の腐食のおそれが高く、維持管理に支障をきたす場合も同様の取扱いをすることができる。●（昭和50年7月12日消防安第84号、昭和53年1月26日消防予第15号）

4 能力単位の数値

能力単位の数値は、省令第6条第1項から第3項まで及び第5項並びに第8条の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。▲
- (2) 省令第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、第1-1表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

第1-1表

対象物の区分		消火器の能力単位の数値
1	政令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

- (3) 省令第8条第1項及び第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができるが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

5 付加設置

政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、省令第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

(1) 少量危険物及び指定可燃物

省令第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う部分に設ける消火器は、粉末（ABC）消火器10型とすること（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物質若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉、マグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）。●

(2) 電気設備

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

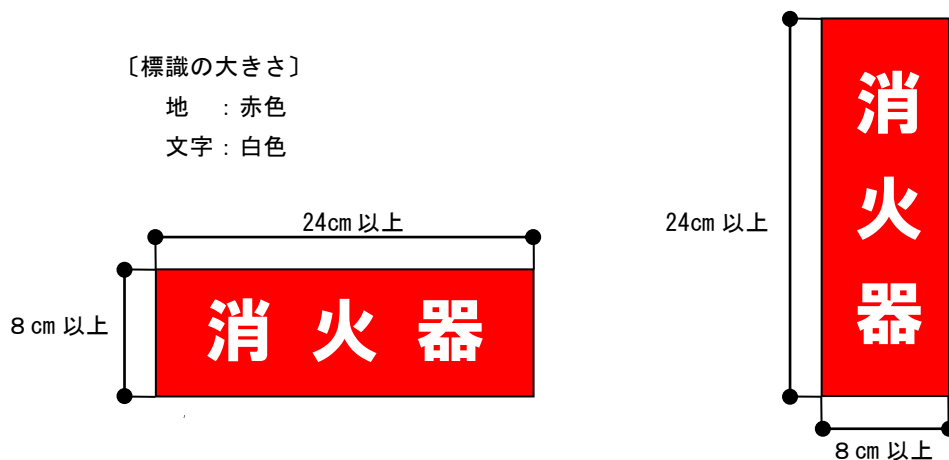
- ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 kW 以下のものを除く。）
 イ 燃料電池発電設備（条例第 10 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）
 ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第 14 条第 4 項に定めるものを除く。）
 エ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800Ah・セル未満のものを除く。）
- (3) 火気を使用する場所
 省令第 6 条第 5 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。
- ア 熱風炉
 イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
 ウ 据付面積 2 m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
 エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が 21 kW 以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
 オ 入力 70 kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
 カ ボイラー又は入力 70 kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
 キ 乾燥設備（入力が 17 kW 未満のもの、乾燥物収容室の据付面積が 1 m²未満のもの、乾燥物収容室の内容積が 1 m³未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
 ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
 ケ 入力 70 kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
 コ 火花を生ずる設備
 サ 放電加工機
- (4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。

6 標識

省令第 9 条第 4 号に規定する標識は、次によること。●（昭和 44 年 10 月 20 日消防予第 238 号）（第 1-6 図参照）

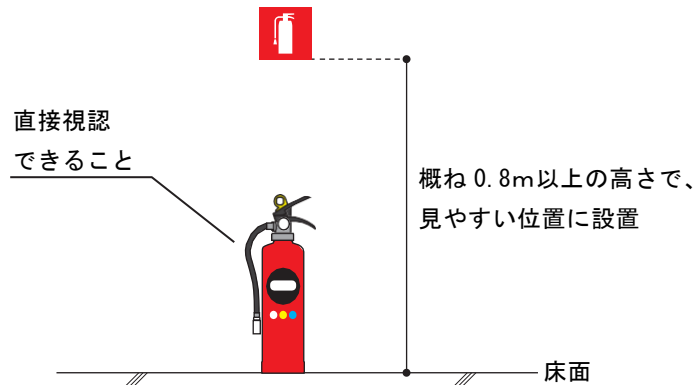
ただし、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、JIS Z8210 に定める消火器のピクトグラムを設けた場合にあつては、政令第 32 条の規定を適用し、省令第 9 条第 4 号に規定する標識を設けないことができる。（平成 29 年 11 月 20 日消防予第 355 号）（第 1-7 図参照）

- (1) 標識の大きさは、短辺 8 cm 以上、長辺 24 cm 以上とすること。
 (2) 地を赤色、文字を白色とすること。



第 1-6 図

〔ピクトグラムの設置例〕



第1-7図

7 大型消火器

省令第7条に規定する大型消火器（能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上有する消火器をいう。以下同じ。）は、次によること。

- (1) 省令第7条第1項の規定とは、危政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設け、かつ、省令第6条の規定による消火器具を設置させることをいうものであること。
- (2) 省令第7条第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができるが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

8 簡易消火用具

簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。以下同じ。）は、次によること。

(1) 材質等

- ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は8リットル以上10リットル以下で、かつ、容易に変形しないものであること。●
- イ 膨張ひる石は、JIS A5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A5007にそれぞれ適合するものであること。▲

(2) 設置場所

- ア 省令第6条第1項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ3個の集団をもって1単位として算定していることから、設置する箇所ごとに、水バケツ3個をまとめて設置すること。
- イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。
- ウ 省令第9条第2号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」には、次に掲げる場所が該当するものであること。
 - (ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのある場所
 - (イ) 乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩にあつては、雨水等がかかる場所